

令和6年度税制改正大綱（抜粋）

令和5年12月14日
自由民主党・公明党

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

（4）森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

第二 令和6年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

（地方税）

〈森林環境譲与税〉

（6）森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。